

第11回PHR協会講演会(ハイブリッド版)

- ・バーチャル会場 Zoomでアクセス可能
- ・リアル会場 国立オリンピック記念青少年総合センター
国際交流棟2階 第1ミーティングルーム(小田急「参宮橋駅」徒歩10分)

注: バーチャルでの参加を原則とさせていただきます。

PHR協会より1週間前にご参加の皆様にご案内致します。
リアル会場への参加をご希望の方は、参加申込時にチェックをお願い致します。

PHR世代における国民健康管理の新たな展望を語る

【主催】一般社団法人 PHR協会 【後援】一般社団法人 日本医療情報学会
定員 400名 参加費 4,000円(PHR協会会員 無料)

開催主旨

PHR(Personal Health Record: 電子的個人健康記録)の蓄積・活用により国民の健康管理を行う機運が高まってきている。今年4月1日より施行された個人情報保護法により、我が国の個人情報保護法はEU GDPRとの十分性(本質的同等性)が認められた。一方、EUでは新しくEHDS(European Health Database Scope)の規則制定の動きが見えてきた。「ブリュッセル効果」を念頭に、各界の著名人がPHRのデータ収集と利活用の展望を議論する。

総合司会 PHR協会理事 森口修逸(株)エム・ピー・オー

ご挨拶 12:30⇒12:35	PHR協会 代表理事	岡本悦司
基調講演 12:35⇒13:35	日本における個人情報保護法制定・改正とブリュッセル効果 —注目したいEHDS(欧州ヘルス・データ・スペース)規則提案 (2022年5月3日公表) —橋大学名誉教授 元政府個人情報保護委員長	堀部政男先生
招待講演 13:35⇒14:35	産業保健分野における個人情報保護 —参考論文 https://doi.org/10.34354/ohpfrev.35.1.42 産業医科大学 副学長 (産業生態科学研究所)	堀江正知先生
話題提供1 14:50⇒15:10	データサイエンスと滋賀大学の活動 滋賀大学学長	竹村彰通先生
話題提供2 15:15⇒15:35	ブロックチェーン技術の活用よるPHR 国立保健医療科学院 研究情報支援研究センター	水島洋先生 (前センター長)
話題提供3 15:40⇒16:00	PHRのためのマイナポータル活用 PHR協会 代表理事 福知山公立大学 地域経営学部医療福祉経営学科教授	岡本悦司
総合討論 16:00⇒16:30	テーマ:「ユーザサイドからのPHRの活用」 指名発言 九州大学病院 MICセンター長 前 医療情報学会会長 座長 PHR協会理事	中島直樹先生 安藤 裕 鈴木 淳夫

・基調講演—堀部 政男先生

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

【講演概要】

日本は、先進国の中では、民間部門を対象とする個人データ保護法の制定が、相対的に遅かった。2003年に制定された個人情報保護法は、基本法部分と民間部門対象にした一般法部分からなっている。2015年に大幅に改正され、その後、2020年、2021年にも大きく改正された。日本の個人情報保護法の制定・改正は、ブリュッセル効果 (Brussels Effect) であると見ることもできる。ブリュッセル効果という言葉は、2012年にコロンビア・ロー・スクールのアニュ・ブラッドフォード (Anu Bradford) 教授によって使われたといわれている。これは、EUがいかに世界を支配しているかを示す言葉になっている。日本の個人情報保護法の制定・改正について、そのような観点も踏まえて検討してみることにする。

サブタイトルに掲げたEHDS (欧州ヘルス・データ・スペース) 規則提案 (2022年5月3日公表) は、European Health Data Spaceに関する規則 (Regulation) の提案である。提案理由と背景の中で、EHDSは、自然人が自分の電子ヘルスデータを簡単に管理できる共有スペースを作り、また、研究者、イノベーター、政策立案者が、プライバシーを保護する信頼できる安全な方法でこの電子ヘルスデータを使用できるようにするであろう、と説明されている。このアウトラインも取り上げる。

【講演者略歴】

堀部政男 (ほりべ・まさお) 先生

・1962年東京大学大学院修士課程 (基礎法学) 修了; 東京大学助手、一橋大学専任講師、助教授、教授、法学部長・法学研究科長等を経て、1997年中央大学法学部・法学研究科教授、2004年法務研究科 (ロースクール) 教授、2007年退職。

・1961年の「宴のあと」プライバシー侵害訴訟提起前からプライバシーについて研究、多数の論文を執筆、1980年に『現代のプライバシー』(岩波書店) を著わす。

・国及び地方公共団体のプライバシー関係の研究会、特に神奈川県及び東京都の個人情報保護条例の策定に関わる。

・1999年7月設置の高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会座長を務めるなど、2013年まで、国のすべての個人情報保護関係法の立法過程の一端に関わる。

・1890年に世界で初めてプライバシー権を提唱したルイス・D・ブランダイス (Louis D. Brandeis) の名を冠したルイス・D・ブランダイス・プライバシー賞 (Louis D. Brandeis Privacy Awards) 受賞 (受賞式2015年6月3日ワシントンDCにて)。

・(特定)個人情報保護委員会の初代委員長 (2014年1月～2018年12月)

・プライバシー・個人情報保護関係の著作の例

『現代のプライバシー』(岩波書店、1980年)、『プライバシーと高度情報化社会』(岩波書店、1988年)、『情報公開・個人情報保護』(編著、有斐閣ジュリスト増刊、1994年)、『情報公開・プライバシーの比較法』(編著、日本評論社、1996年)、『プライバシー・個人情報保護の新課題』(編著、商事法務、2010年) 等。